

令和6年11月1日 道路交通法の改正

自転車[※]の危険な運転に新しく罰則が整備されました



運転中のながらスマホ



スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

違反者は、

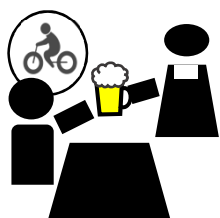
6月以下の懲役又は**10万円以下の罰金**

交通の危険を生じさせた場合、

1年以下の懲役又は**30万円以下の罰金**



酒気帯び運転および幫助



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、

3年以下の懲役又は**50万円以下の罰金**

自転車の提供者は、

3年以下の懲役又は**50万円以下の罰金**

酒類の提供者・同乗者は、

2年以下の懲役又は**30万円以下の罰金**

自転車は「車」の仲間です。交通ルールを守りましょう。

大阪府警察